

1880

第一八〇號

十年

甲午年

急

軍

軍部

軍部

軍部

房官臣大 課局務主	裁 決	大臣	件 番 受
了結領受 出提領受 簽番			名 號 領
明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日 明治 年 十月 四 日	經第一九八 聯 帶 局 長 		撥動演習後ノ接待費用ニ関スル件 五〇一 廳 名 三 計 課
長 局 帶 聯 	參事官 	次 官 	
長 課 帶 聯 	主務課長 	高級副官 	
者 記 筆 案 審 	主務課員 	主 計 主務副官  	

次官より台湾總督府陸軍參謀長へ通牒案 電報

陸 軍

(キリエルノケトル) 機動演習ノ際特ニ斡旋セシ地方官公吏等ノ接待シ

ヨダ)

要スルトキハ一守備隊司令部所管ニ付百圓以内ヲ目

途トシテ演習費令達豫算ニテ支辨シ得ルコトニ定

メラル

七五

十月十四日



理由

明治三十二年（別紙参考）各師團、為こ、三百圓以内ノ
 使用ヲ認メ通牒シアルモ當時臺灣ニハ機動演習ナ
 カリシ為該通牒ハ師團ノミト限ラレタリ然ルニ四十二年
 以後臺灣ニ在リテモ機動演習ヲ行フコト、ナリタル
 シ以テ師團ニ准レ多少ノ接待費使用ヲ認ムルノ要
 アルニ由ル

陸

軍

江戸徳政各屋中仕組書ノ欠

早稲刈り之午月ヨリ

文

後勤房書格ノ官公費支弁

ノ件ノ中為ノ事分中央部ヨリ通

案アリシハ考存自金額ハ長

己辰

0888

9880

9880

宛先不明
 郵便物は左の事由に依り持戻候
 牛込郵便局集配人
 徳川幕府
 御用
 御用
 御用

9880

電報送達紙

注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日若局に於て受信したるものとす

局 務		局		發		名 氏 所 居 人 信 發	
受 信 者	受 信 者	受 信 者	受 信 者	第 一 局	第 二 局	名 氏	所 居 人 信 發
時 分	時 分	時 分	時 分	日 號	日 號	ハ	ヤ
指 定						事 記	
印刷局製造						印 附 日 局 務 號 著 信	

注意

他人宛てたる電報の配達を受信したるものは其の電報局に返戻せらるへく決して其受取本人へ直送し改は手續に注意す



電報送達紙

●注意 受付月の記入を省略したものは受付の當日著局に於て受信したものとす

●注意 万一人宛てたる電報の配達を受けたるときは其山を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直達し又は手渡しせらるべし

局著 受信者	信受	局		發		名氏所居人信受
	午時	付受	第	報	局	
分	字	分	日	號	局	報
4月25日 午後 4時 15分 東京から 指 事記						定指
						名氏所居人信發
印附日局著						著信

印刷局製造

第22

機動演習之際ニ接待費用支辨(四十年九月陸海軍第四二九号)
次官以下検査院へ自採)

機動演習之際ニ特ニ演習ノ為ニ幹旋セシ地方官ニ

支辨ノ接待ヲ要スルトキハ一師團ニ百圓以内ヲ目安

トシ演習費ヨリ支出スルヲ得ル儀ト兼テお度

迄ヲ右ニ要スル接待費ハ當該師團演習費豫

算令遵照ニ於テ支辨スルキ儀ニ有テズ

陸軍